

会員の皆様へ

協同組合日本写真館協会
 理事長 佐藤 泰博
 専務理事 隈川 英孝

会員の皆様方には2021年12月に、写真館における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインをご案内いたしました。令和4年9月8日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、『「Withコロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立をより強固に推進していくこととした』とされており、これに伴い平時への移行のプロセスとして、感染対策をより効果的かつ効率的な内容となるよう見直していくとともに、感染予防対策ガイドラインが感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう見直し、再度、ガイドラインを改定いたしましたので、ご案内申し上げます。

引き続き、お客様と会員皆様方の安全を第一に考え、改訂版のガイドラインを活用いただき、感染防止に留意して営業されるようお願い申し上げます。

記

① 基本的な感染防止策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- (1) 予約制の徹底やオンラインの活用により可能な範囲でお客様どうしの接触機会を減らす
- (2) ソーシャルディスタンスの確保(人と人が触れ合わない距離での間隔)
- (3) アルコール等によるこまめな手指の消毒や石鹸・流水による手洗いを適度な頻度で励行
 - お客様入り口や作業場・従業員休憩所等複数箇所へのアルコール等の手指消毒液を設置
- (4) 適切なマスクの着用
 - マスクの着用法については厚生労働省 HP「マスクの着用について」を参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html
- (5) 施設内での会話を控える、咳エチケットを遵守
- (6) 室内の適切な換気の実施
 - 窓開けによる換気は、可能であれば2方向で常時またはこまめに行う
 - 2つ以上の窓がない場合や、外気温により窓開けによる換気が適当でない場合には、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)を行う
 - 乾燥により湿度が下がる場合は、加湿器を活用し40%以上の湿度を保てるようにする
 - 換気に加えて、CO2測定装置の設置と常時モニター(1000ppm以下)の活用を検討する
 - なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する
 - 紫外線式空気清浄機活用やHEPAフィルター式空気清浄機・サーキュレーターの補助的併用も可
- (7) 体調不良時の予約変更やキャンセルに柔軟に対応する
- (8) 不特定多数が触れる場所の定期的かつこまめな清拭消毒を徹底
 - 消毒にはアルコール液や界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸ナトリウム配合の漂白剤など効果が認められているものを使用すること(消毒方法については、厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を参照)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

➤ 撮影機材・小物等の消毒には紫外線消毒機器の有効活用も検討する

(9) 三密(密集・密閉・密接)のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるように努める

(10) 利用者への注意喚起 (店頭や店内に注意喚起文などを掲示)

<利用者への注意喚起例>

✓ ご来店の際は正しくマスクを着用ください

✓ ご来店時、全てのお客様に検温とアルコール等での手指消毒をお願いしております

✓ 以下に該当のお客様のご来店は、お控えいただきますこと予めご了承ください

なお、その場合のキャンセルや予約変更はご遠慮なくご相談ください

発熱や風邪の症状のある場合

味覚・嗅覚に異常を感じる場合

その他新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある場合

✓ いわゆる「三密」の状態を避けるために、入店制限を設ける場合がございます

✓ 出来る限り最小限度でのご来店をお願いいたしております

② 撮影時の配慮とは(出張撮影を含む).....

(1) ソーシャルディスタンスの確保(マスク着用であれば、人と人が触れ合わない距離での間隔)

(2) 大声での会話を控え、また、マスクをしている場合であっても会話を短くするなど徹底した飛沫感染防止対策を講じること

(3) 撮影機材(移動に使用した車両等を含む)の定期的な消毒を徹底する

なお、長時間撮影時や複数のスタッフによって機材を扱う場合、適宜複数回の消毒を行うこと

(4) 相手先(出張先)の感染防止ガイドラインを遵守する

なお、出張撮影に際して定員が定められている会場等を仮設スタジオに利用する場合は、そのj会場が示す感染防止策を遵守する

(5) 撮影場所を変更できる内容の場合は、屋内撮影から屋外撮影への変更をご案内する

(6) 仮設スタジオ等設置の場合、室内換気の徹底と必要に応じて室内の入場数制限を設ける

(7) 集合写真を撮影する場合は直前まで感染防止策をお願いし、会話も控えていただくようお願いする

(8) 身だしなみのチェック等をお客様に促し、直接接触を控える。どうしてもスタッフによる身だしなみのチェックが必要な場合には、マスクを着用することが望ましい

(9) 撮影時に小さなお子さんが泣くような場面では、飛沫感染のリスクが更に高まるため、マスク着用することが望ましい

(10) 衣装等のレンタル品をお客様が使用する場合は、使用前後でのクリーニングや消毒を徹底すること

③ 社内衛生確保と感染防止策並びに健康管理・他.....

A 共通

① 従業員が以下に該当する場合、撮影の日程変更をお願いする

発熱や風邪の症状がある場合

味覚・嗅覚に異常を感じる場合

その他新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある場合

② 室内の適切な換気の実施

③ お客様とスタッフに適切なマスクの着用を促す

- ④ アルコール等によるこまめな手指の消毒や石鹼・流水による手洗いの徹底
- ⑤ お客様入り口や作業場・従業員休憩所等複数個所へのアルコール等の手指消毒液を設置館内
- ⑥ 不特定多数が触れる場所を定期的かつ適度な頻度で清拭消毒(テーブル、椅子、ドアノブ、電話、レジ、見本写真等)
- ⑦ 撮影用のユニフォームや衣服はこまめに洗濯する

B 受付・スタジオ

- ① 出入口及び施設内各所への手指消毒剤配置
- ② 不特定多数が触れる場所の定期的かつこまめな消毒の徹底
- ③ 受付での飛沫感染を防止するため、アクリル板やビニールシート等を設置し接客にあたる
- ④ セレクト時等、長時間の対面接客を避ける
- ⑤ お客様とスタッフの会話時は必ず正しくマスクを着用し、ソーシャルディスタンスを確保する(人と人が触れ合わない距離での間隔)
- ⑥ 支払いに際して、可能な限り電子決済を推奨すること
- ⑦ 室内のこまめな換気を徹底する

C トイレ・化粧室

- ① トイレ内は、通常以上の清掃を徹底し、ドアノブ、蛇口、手洗いシンクは定期的に清拭消毒を行う
- ② ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する
- ③ 室内のこまめな換気を徹底する

D 待合室

- ① 予約制の徹底により可能な範囲で利用者数を減らす
また、ソーシャルディスタンスを確保する(人と人が触れ合わない距離での間隔)
- ② 正しくマスクを着用するとともに不必要な会話は避ける
- ③ 常時換気を徹底する
- ④ テーブル・椅子・ドアノブ等の不特定多数が触れる場所は、定期的かつこまめに清拭消毒する

E 清掃・消毒ゴミの廃棄

- ① アルコール液や界面活性剤含有の洗浄剤や次亜塩素酸ナトリウム配合の漂白剤を用いて清掃する
- ② 不特定多数が触れる環境表面は特に念入りに清拭消毒する
- ③ ゴミはビニール袋に入れて密閉して廃棄する
- ④ ゴミを回収するスタッフは、正しくマスクや手袋を着用する
- ⑤ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う

F 社員の健康管理と検査の活用

- ① 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する
- ② 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する
- ③ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、PCR検査又は抗原簡易キットを活用して検査を実施すること
自費検査を提供する検査機関一覧は下記URLを参照すること

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する

- ④ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施すること
- ⑤ 社員寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境では、基本的な感染対策を徹底する
- ⑥ ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照すること
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
- ⑦ 感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。

G 感染者が発生した場合の対処と想定

- ① 感染発生した場合に備え、個人情報への取扱いに十分注意しながら、顧客管理をすること
- ② 有症状者に対する検査については、職場での検査に限らず、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡する対応も可能
- ③ 保健所等の指示に従い、休業や館内消毒等を行うこと
- ④ 感染や濃厚接触が疑われる関係者の人権に配慮する

問い合わせ先・・・・・・・・・・
協同組合日本写真館協会
東京都新宿区四谷1-7
TEL 03-3351-3040

